

特別職の報酬等の額に係る見直し案

1 報酬等の額を見直す目的・検討の基準

見直しの目的
市政の重責を担う職務に見合った報酬等の額の適正化

検討の基準
(1) 清須市の近隣・類似自治体との相対的な格差の是正
(2) 20 年間の社会情勢の変化等を踏まえた適正額への見直し

2 報酬等の額（月額）の見直しに係る事前整理

検討			市長	副市長	教育長	市議会議長	市議会副議長	市議会議員
① 格差是正 【資料3】関係	近隣・類似自治体との平均格差を各職3パターン想定し、その最低額を試算 [平均格差の試算パターン]①近隣自治体、②類似自治体、③近隣・類似自治体全体	▶	差額 +44,000 円～	+35,000 円～	+38,000 円～	+3,000 円～	+31,000 円～	+8,000 円～
			割合 +4.8%～	+4.7%～	+5.7%～	+0.6%～	+7.3%～	+2.0%～
② 物価上昇率 【資料4】関係	既存調査では、令和2年基準で令和8年の物価状況が、全国で13.6%、愛知県（県庁所在地）で14.4%上昇していた。各職の現報酬額に愛知県の上昇率を採用して試算	▶	差額 +132,480 円～	+108,000 円～	+96,480 円～	+74,160 円～	+61,200 円～	+58,320 円～
			割合 +14.4%～	+14.4%～	+14.4%～	+14.4%～	+14.4%～	+14.4%～
③ 人事院勧告 【資料4】関係	過去20年間、毎年的人事院勧告を用いて報酬額を改定してきたと仮定した場合、平成8年勧告を反映すると、平成17年比で+4.1%相当の報酬額になることを踏まえて試算	▶	差額 +37,720 円～	+30,750 円～	+27,470 円～	21,115 円～	17,425 円～	16,605 円～
			割合 +4.1%～	+4.1%～	+4.1%～	+4.1%～	+4.1%～	+4.1%～



①～③の検討を受けた整理
■ いずれの検討切り口でも、清須市特別職の報酬等の額は、上方修正する余地があるという傾向を把握できる。（それぞれの詳細データは【資料3・4】を参照）
■ ただし、②の物価上昇率を採用した試算では、近隣・類似自治体で最も高い報酬額となるため、②の基準は採用せず、①③の基準を基に見直し案を整理する。

3 報酬等の額（月額）の見直し案

【(a)近隣・類似自治体との格差是正を軸とする案 / (b)人事院勧告の改定率を用いた案】

見直し前の月額（円）		見直し後の月額（円）		検討(円)			参考(円)
				差額(伸び率)	案の構成等	年間影響額	
市長 920,000	▶	a	964,000	+44,000 (+4.8%)	■ 近隣・類似自治体との平均格差は、近隣で 46,500 円、類似で 44,375 円であった。少額な方をベースとして、千の位未満を切り捨てとしたのが本案の構成。(b 案に比して、月額 7,000 円高額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 10 位から 8 位水準となる。	528,000	977,000
	▶	b	957,000	+37,000 (+4.0%)	■ 現給料月額に人事院勧告（指定職俸給表）の 20 年間の改定率(4.1%)を乗じて得た額に、千の位未満を切り捨てとしたのが本案。(a 案に比して、月額 7,000 円低額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、10 位から 9 位水準となる。	444,000	
副市長 750,000	▶	a	785,000	+35,000 (+4.7%)	■ 近隣・類似自治体との平均格差は、近隣で 35,833 円、類似で 45,875 円であった。少額な方をベースとして、千の位未満を切り捨てとしたのが本案の構成。(b 案に比して、月額 5,000 円高額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 11 位/12 から 9 位水準となる。	420,000	800,000
	▶	b	780,000	+30,000 (+4.0%)	■ 現給料月額に人事院勧告（指定職俸給表）の 20 年間の改定率(4.1%)を乗じて得た額に、千の位未満を切り捨てとしたのが本案。(a 案に比して、月額 5,000 円低額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 11 位から 9 位水準となる。	360,000	
教育長 670,000	▶	a	708,000	+38,000 (+5.7%)	■ 近隣・類似自治体との平均格差は、近隣で 38,166 円、類似で 38,625 円であった。少額な方をベースとして、千の位未満を切り捨てとしたのが本案の構成。(b 案に比して、月額 11,000 円高額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 10 位から 8 位水準となる。	456,000	710,000
	▶	b	697,000	+27,000 (+4.0%)	■ 現給料月額に人事院勧告（指定職俸給表）の 20 年間の改定率(4.1%)を乗じて得た額に、千の位未満を切り捨てとしたのが本案。(a 案に比して、月額 11,000 円低額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 10 位から 8 位水準となる。	324,000	
市議会議長 515,000	▶	a	518,000	+3,000 (+0.6%)	■ 近隣・類似自治体との平均格差は、近隣で 3,666 円、類似で 4,750 円であった。少額な方をベースとして、千の位未満を切り捨てとしたのが本案の構成。(b 案に比して、月額 18,000 円低額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 9 位から 8 位水準となる。	36,000	525,000
	▶	b	536,000	+21,000 (+4.1%)	■ 現報酬月額に人事院勧告（指定職俸給表）の 20 年間の改定率(4.1%)を乗じて得た額に、千の位未満を切り捨てとしたのが本案。(a 案に比して、月額 18,000 円高額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 9 位から 3 位水準となる。	252,000	
市議会副議長 425,000	▶	a	456,000	+31,000 (+7.3%)	■ 近隣・類似自治体との平均格差は、近隣で 31,500 円、類似で 40,625 円であった。少額な方をベースとして、千の位未満を切り捨てとしたのが本案の構成。(b 案に比して、月額 14,000 円高額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 12 位から 7 位水準となる。	372,000	470,000
	▶	b	442,000	+17,000 (+4.0%)	■ 現報酬月額に人事院勧告（指定職俸給表）の 20 年間の改定率(4.1%)を乗じて得た額に、千の位未満を切り捨てとしたのが本案。(a 案に比して、月額 14,000 円低額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 12 位から 11 位水準となる。	204,000	
市議会議員 405,000	▶	a	413,000	+8,000 (+2.0%)	■ 近隣・類似自治体との平均格差は、近隣で 8,333 円、類似で 22,750 円であった。少額な方をベースとして、千の位未満を切り捨てとしたのが本案の構成。(b 案に比して、月額 8,000 円低額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 11 位から 9 位水準となる。	96,000	431,000
	▶	b	421,000	+16,000 (+4.0%)	■ 現報酬月額に人事院勧告（指定職俸給表）の 20 年間の改定率(4.1%)を乗じて得た額に、千の位未満を切り捨てとしたのが本案。(a 案に比して、月額 8,000 円高額) ■ 【資料 3】で示す近隣・類似自治体との比較では、12 自治体中、現状の 11 位から 7 位水準となる。	192,000	